

公立高等学校における性的マイノリティ生徒への対応の現状と課題：  
静岡県の養護教諭への調査を通して

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-06-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 井出, 智博, 松尾, 由希子, 鎌塚, 優子, 山元, 薫, 玉井, 紀子, 細川, 知子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00025355">https://doi.org/10.14945/00025355</a>

## 公立高等学校における性的マイノリティ生徒への対応の現状と課題 －静岡県の養護教諭への調査を通して－

Current Status and Issues of Correspondence with Sexual Minority Students in Public High Schools  
A Survey for *Yogo* Teachers in Shizuoka Prefecture

井出智博<sup>1</sup>, 松尾由希子<sup>2</sup>, 鎌塚優子<sup>3</sup>, 山元 薫<sup>1</sup>,  
玉井紀子<sup>4</sup>, 細川知子<sup>5</sup>

Tomohiro IDE, Yukiko MATSUO, Yuko KAMAZUKA, Kaoru YAMAMOTO  
Noriko TAMAI, Tomoko HOSOKAWA

（平成29年10月2日受理）

### abstract

In the present study, the correspondence of *Yogo* teachers with sexual minority students in public high schools was investigated using a questionnaire survey. High school *Yogo* teachers in Shizuoka prefecture (N = 105; full-time high schools, 91; part-time high schools, 11; unknown, 3) completed a questionnaire on their understanding of how to deal with sexual minority students and their knowledge about sexual minorities and actual conditions of these students. The following observations were noted: 1) most *Yogo* teachers showed interest in sexual minority students, whereas some others showed slight interest in them; thus, it was difficult for schools to face with sexual minority students, 2) several *Yogo* teachers reported having had an educational counseling experience with sexual minority students in the past, 3) when *Yogo* teachers faced sexual minority students, their past experiences and knowledge were supportive to them, 4) *Yogo* teachers had a very good understanding about sexual minority, although some had confusing and ambiguous knowledge, 5) *Yogo* teachers considered it important to cooperate with other teachers and to involve management positions and school counselors, and 6) there is a need for teachers to better understand sexual minorities and to provide learning opportunities to sexual minorities. In addition, because differences between full- and part-time high schools were found, a more detailed quantitative research is necessary.

- 
- 1 学校教育系列
  - 2 融合・グローバル領域
  - 3 保健体育系列
  - 4 静岡英和学院大学人間社会学部
  - 5 LGBTしずおか研究会

## I 問題と目的

平成26年、文部科学省は全国の各種学校を対象として、性同一性障害と考えられる子どもへの対応に関する調査を行い、全国の学校で606件の事例があったことを報告している。その後、平成27年4月には「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」（平成27年4月30日；27文科初児生第3号）（以下、H27通知）が教育委員会や各学校に通知されたり、平成28年4月には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」（以下、手引き）が発行されたりするなど、学校における性同一性障害や同性愛など、性的マイノリティ<sup>注1)</sup>の児童生徒（以下、当事者児童生徒）<sup>注2)</sup>に対する教育相談体制の充実が進められるようになってきた。

近年の社会的動向に目を向けると、2015年東京都渋谷区で「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」が施行され、同性カップルを「家族に相当する関係である」と認める証明書が発行されるようになったのを始め、東京都世田谷区でも同様の条例が制定され、沖縄県那覇市では「性の多様性を尊重する都市・なは宣言」が行われている。このように、性的マイノリティへの理解と配慮は、社会全体の課題となっており、学校教育においても重要な教育的課題と位置付けられるようになってきている（土肥，2016）。

しかし、性的マイノリティを対象としたインターネット調査（いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン，2013）では、当事者児童生徒が教師を始めとする他者に相談することが困難であることや、多くの当事者がいじめや暴力を経験してきたことが明らかになっている。関連して、不登校や教室で孤立したり、自殺のリスクが高まることにつながったり（Hidaka et al., 2008）するという調査結果が示されている。H27通知や手引きを受けて、学校現場でも当事者児童生徒が過ごしやすい学校づくりへの取り組みや性の多様性を学ぶ機会の提供（渡辺他，2011）などが行われてはいるが、教職員向けの研修などを行う際に周知状況などを尋ねても、H27通知や手引きについての理解も様々であるうえ、手引きに示された内容だけでは十分に対応することは困難な状況にあるという反応に出会うことが多い。

こうした中で、学校における当事者児童生徒の教育相談を進めるにあたり、重要な役割を担っていると考えられるのが養護教諭である。平成27年中央審議会答申（「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」平成27年12月21日）において、養護教諭は「児童生徒等の身体的不調の背景に、いじめや虐待などの問題がかかわっていること等のサインにいち早く気付くことのできる立場にあり、近年、児童生徒等の健康相談においても重要な役割を担っている」とことや「学校保健活動の中心となる保健室を運営し、専門家や専門機関との連携のコーディネーター的な役割を担っている」ことなど、従来から、児童生徒等の心身の健康について中心的な役割を担ってきていることが示されている。こうした中で、性自認や性的指向に関する相談の窓口となることも十分に想定される。また、相談という形ではなく、相談することはできなかつたり、児童生徒自身も違和感を持ってはいるが言語化できなかつたり、はっきりとした自覚がない状況にあつたりする場合もある。養護教諭はそうした児童生徒の表れに気付きやすい立場にあると同時に、敏感さを備えている専門職であるともいえる。中田，中野（2003）によると、養護教諭は担任などからコーディネーターや助言者、情報や知識の提供者という役割が期待されている。性的マイノリティ児童生徒に対する教育相談活動においても同様で、養護教諭には他の教職員への情報や知識の提供、児童生徒への関わりや学校生活のコーディネートなどにおいて重要な役割を果たすことが期待されていると考えられる。学校におけ

る性の多様性に関する研修会などを開いても積極的に足を運ぶ教員の多くは養護教諭であることから、彼らが学校現場で当事者児童生徒に関わっていたり、関わる可能性があったりするために学ぶ必要があると感じていると考えられる。

そこで、我々は、静岡県内の小中高等学校、及び特別支援学校の養護教諭の協力を得て、各学校における当事者児童生徒の実態や、対応の実態と課題を明らかにすることにより、当事者児童生徒に対する関わりや教育相談体制の整備に関するガイドラインの作成や教職員向けの研修機会の提供を探索することに取り組むことにした。その端緒となる研究として、小中高等学校、及び特別支援学校の養護教諭を対象とした調査を通して、各学校における実態と課題を明らかにすることを試みた。本稿では、そのうち、全日制、及び定時・通信制高等学校の養護教諭を対象とした調査結果に基づき、高等学校における当事者生徒への実態や対応の実態と課題を明らかにすることを目的とした。

## Ⅱ 方法

静岡県高等学校長会の了承を得たうえで、静岡県内の全公立高等学校（140校）の養護教諭に対して、全員が出席する研修会の際に調査票を配布し、郵送で回収した。調査時期は平成29年7月～8月で、回収率は75.0%（105校）であった。回収された調査票のうち、全日制高校（以下、全日制）が91校（生徒数平均690.9名）、定時制高校、及び通信制高校（以下、定時・通信制）が11校（生徒数平均191.7名）であった（3校は校種の選択が無記入であったため不明）。回答者である養護教諭の経験年数の平均値は19.4年であった。一連の調査手続きは「静岡大学ヒトを対象とする研究に関する倫理審査」を受審し、承認を得て行われた。

調査票の内容は「H27通知や手引きの周知状況について」「性的マイノリティに関する知識について」「対応する自信について」「性の多様性に関する授業実践について」「当事者生徒への対応の実態について」などである。本研究ではそのうち、当事者生徒の実態と対応の現状と課題に関する内容に関連するデータを用いた。具体的な調査項目は結果を示す際に提示する。数量的なデータの分析にはSPSS ver.24を使用し、自由記述の分析はKJ法に準じた方法を用い、記述内容を細分化し、内容ごとにラベル付けをした後、記述内容の親近性、類似性を検討して整理し、カテゴリー化した。

なお、調査票にはLGBTや性的マイノリティ、性の多様性という用語を用いたが、それぞれについて「LGBT：L（Lesbian；女性同性愛者）、G（Gay；男性同性愛者）、B（Bisexual、両性愛者）、T（Transgender；生まれたときに法律的／社会的に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人）」、「性的マイノリティ：LGBTなど、何らかの意味で性のあり様が非典型的な人のこと」、「性の多様性：性を体の性、心の性（性自認）、ジェンダー、性的指向（好きになる性）などから構成されるものと捉える」といった説明の文章を提示した。

## Ⅲ 結果と考察

### 1. H27通知と手引きの周知について

先に述べた通り、平成27年には通知が、平成28年には手引きが公表され、学校現場に示された。H27通知では、性同一性障害に係る児童生徒には学校生活上特有の支援が必要な場合があるために、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことを求めると示されている。また、そうした児童生徒に対するいじめを防止することや、教師が相談相手になることなど、教育相談体

制の充実を図ることも示されている。手引きでは、平成26年に行われた性同一性障害と考えられる子どもへの対応に関する調査の結果も踏まえ、基本的な知識や現状、学校で実践する際に直面することが想定される課題に対するQ&Aなどが示され、より具体的に取り組みを推進しようとしている。こうしたH27通知や手引きに示されている内容は、教職員が学校現場で当事者児童生徒に関わる上で、最低限求められる知識だと言えるだろう。ところが、教職員を対象とした研修などで、H27通知や手引きの存在や内容を把握しているかを尋ねると、その存在さえ知らない教職員が少なくない。そこで、養護教諭がどの程度、H27通知や手引きを把握しているかについて尋ねた。その結果、養護教諭の90.5%がH27通知を、71.8%が手引きを把握していたことが示され、手引きはやや少なかったが、H27通知はほとんどの養護教諭が把握していることが示された（表1）。

H27通知や手引きでは、学校全体で当事者児童生徒への相談体制の整備や対応を進めることが求められている。したがって、こうしたH27通知や手引きは学校全体で周知され、共通理解を持つことが望まれる。そこで、養護教諭から見て、それぞれの学校の中でH27通知や手引きがどの程度周知されているかについても尋ねた（表2）。その結果、校内で半数以上の教職員が把握しているという回答は、H27通知では16.5%、手引きでは8.3%に留まっており、当事者生徒と関わる機会や関連する相談を受ける機会が多いと考えられる養護教諭は知っているものの、他の教職員や学校全体では共有できていない状況にあることが明らかになった。

また、こうした校内での周知状況を、「ほぼすべて」「半数以上」が把握している群（半数以上の群）と、「半数以下」「2～3割」が把握していると把握している人は「ほぼいない」群（半数未満の群）の2群に分け、Fisherの直接確率法を用いて、全日制と定時・通信制でその割合を比較したところ、H27通知については差異が見られなかったものの、手引きの周知状況では、全日制に比べ、定時・通信制の方が半数以上の群の割合が高いことが示された（ $p=0.03$ ）（表3）。生徒数など、学校規模の差異もあるが、定時・通信制では、制服が規定されていなかったりするなど、性的マイノリティの生徒が比較的通いやすい状況が整っていたり、性の多様性に限らず、全日制に比べて多様な生徒が在籍しているために、性的マイノリティに対する関心も高く、関連する内容を把握しようとする動きが強いことが推測される。

表1 養護教諭への周知状況数

	通知		手引き	
	N	%	N	%
知らなかった	10	9.5	29	28.16
知っていた	95	90.5	74	71.84
合計	105	100.00	103	100.00

表2 校内における周知状況

	通知		手引き	
	N	%	N	%
ほぼすべて	4	3.9	3	3.1
半数以上	13	12.6	5	5.2
半分程度	14	13.6	11	11.5
2～3割	27	26.2	23	24.0
ほぼいない	45	43.7	54	56.3
合計	103	100.0	96	100.0

表3 全日制と定時・通信制における校内の周知状況の比較

	通知				手引き			
	全日制		定時・通信制		全日制		定時・通信制	
	N	%	N	%	N	%	N	%
半数以上	14	15.7	3	27.3	5	6.0	3	33.3
半数未満	75	84.3	8	72.7	79	94.0	6	66.7
合計	89	100.0	11	100.0	84	100.0	9	100.0

## 2. 対応の実態と課題

では、実際に養護教諭はどれくらい当事者生徒への関わりを経験しているのだろうか。また、そうした生徒に関わることにどれほど自信をもって関わることができているのだろうか。

### (1) 性的マイノリティ児童生徒への対応の経験

これまでの養護教諭としての経験の中で、児童生徒や保護者、同僚などから、本人や友人、家族などの性自認や性的指向についての相談を受けた経験を尋ねたところ、表4のような結果となった。児童生徒の性自認や性的指向について、当事者児童生徒本人や同僚の教師から相談を受けた経験の他、児童生徒から友人についての相談も受けた経験があることが示された。また、いじめの被害や教師の配慮のない発言についての相談を受けた経験がある養護教諭も見られた。保護者からの相談を受けた経験はそれほど多くないが、性的指向よりも性自認についての相談を多く受けてきた傾向があることも示されている。性自認や性的指向など、表に示したような何らかの相談を受けた経験がある養護教諭は61.0%に上っていることも明らかになった。三輪（2016）や吉川（2017）による養護教諭に限らない教職員を対象とした調査では、7～8割が性的マイノリティ児童生徒と会ったことがない、もしくはわからないと回答しており、養護教諭とその他の教職員では経験に大きな差があることが明らかになった。

表4 これまでの性的マイノリティに関する相談対応の経験

	性的指向		性自認		その他	
	N	%	N	%	N	%
児童生徒自身の性的指向、性自認について児童生徒から相談を受けた	40	38.1	41	39.0	3	2.9
児童生徒の友人の性的指向、性自認について児童生徒から相談を受けた	10	9.5	7	6.7	0	0.0
児童生徒の家族の性的指向、性自認について児童生徒から相談を受けた	2	1.9	1	1.0	0	0.0
児童生徒の性的指向、性自認について保護者から相談を受けた	3	2.9	9	8.6	0	0.0
児童生徒の性的指向、性自認について教員から相談を受けた	11	10.5	17	16.2	0	0.0
教員自身の性的指向、性自認について教員から相談を受けた	2	1.9	3	2.9	0	0.0
いじめ被害（無視、からかいなど）を受けているという相談を児童生徒から受けた	7	6.7	6	5.7	0	0.0
（「同性愛は気持ち悪い」など）教師が配慮のない発言をしたという相談を本人から受けた	5	4.8	8	7.6	0	0.0
その他	1	1.0	2	1.9	1	1.0

割合は回答者（105名）に占める割合

### (2) 性的マイノリティ児童生徒に対応する自信

半数以上の養護教諭が性的マイノリティに関連する相談に対応した経験を有していることが示されたが、養護教諭はそうした相談を受けた時に対応する自信をどれほど有しているのだろうか。当事者児童生徒が相談に来た際、適切に対応する自信があるかを「自信がある」「どち

らかといえはある」「どちらかといえは無い」「自信がない」の4件法で尋ね、その選択をした理由を自由記述で回答してもらった。その結果、「どちらかといえはある」と「どちらかといえは無い」に回答が集中し、おおよそ同程度の割合となった（表5）。

それぞれの回答について、なぜ、そう回答したのかの理由を「自信がある」「どちらかといえはある」（比較的自信がある群）と「どちらかといえは無い」「自信がない」（比較的自信がない群）の2群に分けて内容を整理、分類した（表6, 7）。比較的自信がある群の理由として、最も多く挙げられた理由は「対応した経験があるため」であり、比較的自信がない群の理由として最も多く挙げられた理由は逆に「対応した経験がないため」であった。また、比較的自信がある群の理由には当事者の友人がいるというものも挙げられていた。こうしたことから、養護教諭が当事者児童生徒の相談に対応する際、それまでの教師としての経験や友人関係などにおいて、当事者と関わった経験があることが大きな支えになることが示唆された。また、「研修を受けたため」「知識があるため」ということも比較的自信がある群の理由として多く挙げられた。同様に比較的自信がない群の理由として「知識が十分ではないため」が挙げられており、対応するための知識やスキルを自分が有しているかについて自信が、対応する自信と関連していることが推察された。さらに、比較的自信がある群の理由としては、「基本的な考え方はその他の相談と変わらないため」という、養護教諭としての対応の普遍性に言及する回答も見られた。

発達障害を持つ児童生徒に対する特別支援教育の土台となっているインクルージョンの考え方と同じように、目の前の児童生徒が必要としている関わりを提供することが当事者児童生徒に対する教育相談的な関わりの基本となると考えられる。「基本的な考え方はその他の相談と変わらないため」という理由は、性的マイノリティであっても、発達障害であっても、あるいはその他の不登校やいじめであっても、個々の児童生徒が求めているものに応えるために努力をするという点において、基本的な考え方はその他の相談と変わらないということであると考えられる。確かにこうした養護教諭としての基本的な姿勢を意識したり、保持したりすることは非常に重要であると同時に、有効であると考えられる。しかし、「対応する気持ちはあるが、本人が満足できるかわからないため」という理由が比較的自信がないという回答の理由として挙げられていた。相談を聴くことはできても、要望に応えたり、環境を整えたりすることを考えると十分な対応ができるかという不安を抱えているということである。確かに、性的マイノリティであっても、他の相談内容であっても基本的な考え方や姿勢は普遍的なものもあるが、養護教諭から見ると性的マイノリティの児童生徒への対応に特有の内容も含まれていると感じられている部分もあるようである。この点は、実際に対応した経験のある養護教諭へのインタビュー調査などによって、より詳細な分析の必要がある。

表5 養護教諭として対応できるか

	N	%
自信がある	4	3.8
どちらかと言えはある	54	51.4
どちらかと言えは無い	44	41.9
自信がない	3	2.9
	105	100.0

表6 養護教諭として「比較的自信がある」理由

分類	記述例	件数
<b>対応した経験があるため</b>		17
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでに数名に対応した経験があるため。</li> <li>・これまで、複数の生徒から相談を受けてきたため。</li> </ul>	
<b>研修を受けたため</b>		9
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今まで何回か講演等を聞いて学んできた。</li> <li>・研修等で正しい知識を得ることができ、偏見を持たずに接することができると思うから。</li> </ul>	
<b>知識があるため</b>		6
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性のグラデーションなど、自分の中で以前より理解が進んだ、という自負がある。</li> <li>・LGBTについて理解できている。</li> </ul>	
<b>基本的な考え方はその他の相談と変わらないため</b>		5
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後どのように生きていくか一緒に考えることはほかの悩みのある生徒の対応と変わらないから。</li> <li>・どのような相談でも、まずは本人と話を聞き、状況によりチーム支援やSC、校医との連携を図るので、性的マイノリティに関しても同じ。</li> </ul>	
<b>友人がいる</b>		3
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LGBTの友人がいたから。</li> </ul>	

回答数が多いものを抜粋

表7 養護教諭として「比較的自信がない」理由

分類	記述例	件数
<b>対応した経験がないため</b>		19
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的マイノリティに対する知識不足、対応を実際にした経験がない為不安はある。</li> <li>・これまでに性的マイノリティの児童生徒に対応したことがないから。</li> </ul>	
<b>知識が十分ではないため</b>		13
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的マイノリティに関する知識があまりないので、相談をきくことはできるが適切な対応となるとあまり自信はない。</li> <li>・自分の知識だけでは、まだ十分ではないと感じるから。</li> </ul>	
<b>対応する気持ちはあるが、本人が満足できるかわからないため</b>		9
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共感し、相談にのことはできるが、生活環境・施設・設備の改善をどのようにはかっていくか悩むところ。</li> <li>・話を聞いて気持ちを理解することはできるが、要望に十分にこたえることができる自信がない。</li> </ul>	
<b>他の教員や保護者の理解など、環境が整っていないため</b>		5
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭だけでは難しい問題が多いのではないかと思われるので。</li> </ul>	

回答数が多いものを抜粋

### (3) 性的マイノリティ児童生徒に対応する教育相談体制についての評価

当事者児童生徒が相談に来た際、適切に対応する自信があるかという問いの中で、「比較的自信がない」の理由として「他の教員や保護者の理解など、環境が整っていないため」という理由が挙げられている。H27通知や手引きの中に示されてもいるように、当事者児童生徒への対応は、単に相談を聴くだけではなく、他の児童生徒への周知や、学級や学校としての対応が求められることが少なくない。こうした中で、先述した通り、H27通知や手引きの校内での周知状況は必ずしも進んでいるとは言い難い状況にある。そこで、現状において、実際に当事者生徒がそれぞれの学校に在籍した時、その学校では対応することができると考えているのかについて、「十分できる」「まあまあできる」「あまりできない」「全くできない」の4件法で回答を求めた。その結果、「まあまあできる」と「あまりできない」に回答が集中し、おおよそ同程度の割合となった(表8)。

表8 学校として対応できるか

	N	%
十分できる	8	7.7
まあまあできる	42	40.4
あまりできない	52	50.0
全くできない	2	1.9
	104	100.0

それぞれの回答について、なぜ、そう回答したのかの理由を「十分できる」「まあまあできる」(比較的できる群)と「あまりできない」「全くできない」(比較的できない群)の2群に分けて内容を整理、分類した(表9, 10)。比較的できる群の理由として最も多く挙げられた理由は「校内体制が整備されている」であった。当事者生徒への対応に限らず、様々な生徒指導、教育相談上の課題について校内体制を整備し、対応する取り組みが重ねられてきているため、当事者



生徒への対応もそうした校内体制の中で行うことができると判断されている。また、スクールカウンセラー(以下、SC)の活用が行われていることを理由として挙げる回答も見られた。「チームとしての学校」に示されたように、SCやスクールソーシャルワーカー(以下、SSW)といった専門職を活用することは、様々な生徒指導上の問題や課題に対応する際に有効な方法の1つとなり得ると考えられる。しかし、静岡県においては小中学校に比べて、高等学校へのSCの配置は進んでいるとは言えず、活用が難しい学校もある。また、SCの専門性も多様であり、SCのすべてが当事者児童生徒への対応に十分な理解を有している訳ではないと考えられるため、SCの性的マイノリティに関する理解や対応能力の調査や研修機会の提供が必要であると考えられる。

教職員の理解や対応力を理由として挙げた回答も見られた。比較的できる群においても、比較的できない群においても、教員の理解があるか否かが対応を行う際に重要な要因となることが示唆されている。また、比較的できない群の記述内容からは、当事者生徒への対応ができないだけでなく、発達障害の生徒に対する特別支援教育も進まないなど、他の課題への取り組みも同様に課題を抱えている現状があることも示唆されている。さらに、教職員の理解だけではなく、「集団と個の尊重の両立が難しい」ということも比較的できない群の理由として挙げられていた。確かに、学校という集団生活の場において、どこまで個別的な配慮を行うことができるのかということは難しい点である。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、合理的配慮という概念が普及してきた。合理的配慮とは、平等であるために「必要かつ適当な変更及び調整」を行うこと(阿部, 2017)であるとされている。こうした考え方は当事者生徒への対応にも共通する部分があると考えられる。つまり、学校として可能な限り当事者生徒のニーズに応える努力を行う必要があるが、一方で、学校としての限界もある。その限界を超えて行われる配慮は合理的な配慮とは言えない。そこで重要になってくるのは、当事者生徒やその保護者との対話である。学校生活を送る上での困難や不安、求める配慮などを十分に共有した上で、学校として対応が可能なことを当事者生徒や保護者にも伝えるといった話し合いを重ねていくことが不可欠である。第一に学校に求められるのは、具体的な対応というより、丁寧に当事者生徒のニーズを把握し、学校としてできることを提案するということではないだろうか。

表9 学校として「比較的対応できる」理由

分類	記述例	件数
<b>校内体制が整備されている</b>		20
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒人数も少なく個別の支援ができやすいと考える 現在も生徒個々に応じた指導をしている。</li> <li>・これまでも生徒のプライバシーを保持しながら教員やその他の関係者で連携して対応できていたため。</li> </ul>	
<b>教職員に理解・対応力がある</b>		9
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師の意識が高く、子どもの抱える問題について理解しようとしていたり、解決に向けて環境の調整をしてくれる体制がある。</li> <li>・教職員がよく生徒を見ていて、相談しやすい関係づくりができています。LGBTに限らず、配慮の必要な生徒への対応を考える雰囲気のある組織である。</li> </ul>	
<b>SCと連携できるため</b>		6
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーも勤務しており、相談体制は整っている。</li> <li>・月に1回スクールカウンセラーが来校し、相談にのってくれる。</li> </ul>	
<b>学校として対応の経験がある</b>		6
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に、関係職員がチームとして対応したことがあるため。</li> <li>・過去の対応例がないため専門家のアドバイスを受け、それをもとに管理職、全教職で協議し対応した経験がある。</li> </ul>	

回答数が多いものを抜粋

表10 学校として「比較的対応できない」理由

分類	記述例	件数
<b>教職員の理解が不十分のため</b>		21
	・教職員が今まで普通と言われていたもの以外を受け入れることが困難。偏見があると思われる。特別支援教育も進まない。 ・職員が性的マイノリティに関する勉強から始める必要がある。	
<b>研修機会が不足しているため</b>		4
	・職員に対しての研修等が今まで行われておらず、急に全職員の理解を得て対応するのは難しいと思われる。 ・学校全体で知識や対応方法について研修などがあまりできないと考えるため。	
<b>校内体制が整備されていないため</b>		4
	・人による部分が大きい。学校としては、対応力が低い。 ・校内体制ができていない。	
<b>学校環境が整備できていないため</b>		3
	・トイレ、更衣室、水泳の授業、ハード面も整っていない。 ・組織的に体制は整っていると思うが、設備などの環境が整っていないと思うから。	
<b>集団と個の尊重の両立が困難なため</b>		3
	・集団生活と個別の配慮のバランスは難しい。 ・生徒指導体制とのバランスが難しい。	

回答数が多いものを抜粋

### 3. 性的マイノリティに関する知識について

養護教諭が当事者生徒に対応する際、十分な知識を持っていることが自信を持って対応する上で重要な要因の1つとなっていることが示唆されたが、養護教諭にとって性的マイノリティに関連する知識は、より求められるようになってきているのだろうか。また、養護教諭は性的マイノリティに関連する知識を十分に有しているのだろうか。

以前（5年ほど前）に比べて、性的マイノリティに関連する知識や対応方法が求められるようになってきているか否かについて、「とても求められるようになってきた」「まあまあ求められるようになってきた」「あまり変化はない」「全く変化はない」の4件法で回答を求めたところ、約9割の養護教諭がとても、あるいはまあまあ求められるようになってきたと回答した（表11）。多くの養護教諭にとって、近年、性的マイノリティに関連する知識や対応方法が求められるようになってきていると感じられている。

表11 知識や対応方法についての変化

	N	%
とても	47	44.8
まあまあ	47	44.8
あまり変化ない	11	10.5
全く変化ない	0	0.0
合計	105	100.0

では、養護教諭は性的マイノリティに対して正しい知識を持っているのだろうか。松高（2013）は大学における性的マイノリティ学生への対応についての調査の中で、学生相談室のカウンセラーに対して、同性愛や性同一性障害に関する知識を尋ねている。本調査でもその内容を参考に、養護教諭の同性愛や性同一性障害に関する知識を尋ねた。それぞれの問いに対して、「そう思う」「思わない」のいずれかが該当すると考えるものを選択するものである（わからない場合には「わからない」を選択する）。また、松高（2013）はそれぞれの設問について臨床的に適切と考えられる選択肢を示しており、表中の数値に下線があるものがその選択肢である（表12）。

表12 同性愛・性同一性障害に関する知識

項目	そう思う	思わない	わからない
同性愛は精神的な病気である	0.0	99.0	1.0
男性同性愛（ゲイ）の多くは女性的な言葉やしぐさを使う	1.0	93.3	5.7
女性同性愛者（レズビアン）の多くは男性的な言葉やしぐさを使う	0.0	95.2	4.8
同性愛者になるか異性愛者になるか、本人の希望で選択できる	40.8	51.5	7.8
同性愛は治療や努力で異性愛に変えることができる	2.9	89.5	7.6
性同一性障害と同性愛の区別がよくわからない	5.8	88.5	5.8
性的指向とは、同性愛なのか異性愛なのか両性愛なのかを指す言葉である	51.9	39.4	8.7
性同一性障害になる主な背景の1つに幼少期の親子関係がある	0.0	95.1	4.9
同性愛になる主な背景の1つに性自認（自分を男だと思うか、女だと思うか）の混乱がある	49.5	29.5	21.0
同性愛になる主な背景の1つに幼少期の親子関係がある	7.6	74.3	18.1
性同一性障害と診断された児童生徒に対し、その子が希望する性で生活できるように関わるのは不適切である	0.0	93.3	6.7
同性愛を治したいと訴える児童生徒に対して、同性愛を異性愛に変えようとするかかわりを行うことは適切である	2.9	51.4	45.7
今日の社会は同性愛者にとって精神的健康が悪化しやすい状況にある	63.8	7.6	28.6

表中の数値は%を示す

おおむね、養護教諭の間の認識は一致しており、松高が臨床的に適切と考える選択肢として示したものと一致しているが、いくつかの項目で回答者間のばらつきや、「わからない」という回答が多い項目が見られた。回答者間のばらつきが見られたのは、「同性愛者になるか異性愛者になるか、本人の希望で選択できる」と「性的指向とは、同性愛なのか異性愛なのか両性愛なのかを指す言葉である」、「同性愛になる主な背景の1つに性自認（自分を男だと思うか、女だと思うか）の混乱がある」の3つの項目である。いずれの項目も性自認と性的指向とはどのようなものかを問う質問であり、養護教諭の中でも性自認と性的指向に関する理解が一致していなかったり、十分な理解が得られていなかったりする可能性があることが示されている。また、「わからない」という回答が多かった項目の中で、「同性愛になる主な背景の1つに性自認（自分を男だと思うか、女だと思うか）の混乱がある」、「同性愛になる主な背景の1つに幼少期の親子関係がある」「同性愛を治したいと訴える児童生徒に対して、同性愛を異性愛に変えようとするかかわりを行うことは適切である」という項目は、同性愛に影響を与える要因を問う項目であり、先述した性自認や性的指向とはどのようなものかについての理解と関連するものである。こうしたことへの理解を深めるために、性自認や性的指向についての基礎的な知識を学ぶ研修の機会が必要だと考えられる。また、「今日の社会は同性愛者にとって精神的健康が悪化しやすい状況にある」は、当事者児童生徒が経験する困難に関連する問いである。学校や社会で当事者がどのような困難を経験し、学校を卒業した後も含めて、そうした困難が短期的、中長期的にどのような影響を与えると考えられているのかを理解することは、彼らがその学校にいる間にどのような支援が必要かを考える視点を与えてくれると考えられる。

#### 4. 当事者生徒の在籍状況と対応について

##### (1) 当事者生徒の在籍状況

調査時点で養護教諭が把握している、各校に在籍している当事者生徒の有無と在籍している人数を尋ねた（明確に当事者である場合だけでなく、そうだと考えられるものも含む）。当事者生徒が在籍していると回答したのは、全日制高校では28.4%、通信・定時制高校では50.0%

であった。また、調査の際に回答してもらった各校の生徒数の合計に対する当事者生徒の割合は、全日制よりも通信・定時制の方が有意に高かった（表13）。ここに表された数値は、あくまでも養護教諭や学校が把握している当事者生徒であって、高校に在籍している当事者生徒の実際の人数を示すものではないことに留意する必要がある。しかし、全日制よりも定時・通信制で当事者生徒の割合が高いことは、先に示した手引きの周知状況が全日制よりも定時・通信制の方が進んでいることと関連があるものと考えられる。

表13 当事者生徒の在籍状況

	全生徒数	当事者生徒数	
		N	%
全日制	62,874	33	0.05
通信・定時制	1,895	13	0.69

$\chi^2(1)=94.591, p<.01$

割合は各校種の全生徒数に対する認知生徒数の割合を示す

## (2) 当事者生徒への学校としての配慮

各学校で当事者生徒に対して、どのような配慮が行われているかを尋ねた（表14）。その結果、定時・通信制高校では幅広く、様々な対応が行われているのに対して、全日制高校では限定された配慮に留まっている可能性があることが示唆された。また、そうした配慮の実施割合も、母数の少ないため厳密な比較を行うことは妥当ではないが、通信・定時制の方が高い傾向にあった。このように、当事者生徒の認知状況やそうした生徒に対する配慮の実施状況には、高等学校の中でも、全日制と通信・定時制では差異がある可能性が示唆された。制服の有無など、そもそもの校則などに差異があるため、実際に当事者生徒が在籍した際、それぞれの学校で取り組むべき課題にも差があると考えられるため、例えば「性自認に合わせた頭髪のスタイルを認める」という配慮を行う際にも、全日制と通信・定時制ではそれを実現することの難易度にも差異がある可能性がある。そうした障壁について理解するためには、事例研究など質的な調査を行う必要がある。

表14 現在行われている配慮

	全日制		通信・定時制	
	N	%	N	%
行っている対応（配慮）はない	66		2	
性自認に合わせた制服の着用を認めるなど、制服に関する配慮	0	0.0	3	60.0
性自認に合わせたトイレ、職員トイレの使用を認めるなど、トイレに関する配慮	6	24.0	3	60.0
性自認に合わせた頭髪のスタイルを認める	2	8.0	5	100.0
性自認に合わせた学用品の使用を認める（名前シールなども含む）	0	0.0	2	40.0
保健室や多目的トイレを更衣室として使用することを認める	4	16.0	5	100.0
性自認に合わせ、本人が希望する通称・呼称の使用を認める	2	8.0	4	80.0
体育など男女に分かれて行う活動の際、性自認に合わせた集団に入ることを認める	0	0.0	3	60.0
集団宿泊活動を行う際、部屋や入浴場所に関する配慮	3	12.0	2	40.0

割合は当事者生徒が在籍していると回答した学校に対する割合を示す

### (3) 当事者生徒への対応

当事者生徒が学校に在籍した場合、養護教諭はこれまでどのように対応してきた経験があるのかについて尋ねた(表15)。回答の対象となったのは、当事者生徒に関連する何らかの対応経験があると回答した64名である。これまでに行ってきた対応として、最も多く挙げられたのは「当該児童生徒との面接」であり、87.5%と対応経験がある養護教諭のほとんどが行った経験があると回答していた。次いで、担任や管理職、SC、学年の教員との協議といったように、校内連携に基づく対応を行ってきたことがわかる。さらに、家族との協議を行った養護教諭も見られた。

こうした項目について、実際に行ったか否かに関係なく、重要だと考えるもの上位5つを尋ねた(表15)。5つ以上回答したものや無回答のものが多く、有効な回答は41名であった。実際に行われた対応と同様に、当該児童生徒との面接が最も重要な対応として挙げられた。2番目に多く重要だとされたのは、当該児童生徒の家族との協議であった。実際に家族との協議を行ったという回答は32.8%であったが、58.5%が重要だと考えるという回答し、実際に行われているよりも、重要だと考えられていることが示唆された。当事者にとって、家族に自分の性自認や性的指向を伝えるカミングアウトを行うことは、非常に大きな困難となることが多い。しかし、一方で、校内で何らかの配慮を進めようとする時、保護者の理解を得ることが必要となる場合もある。当事者生徒も葛藤を抱えているが、生徒のニーズに応えようとする教師の側も保護者の理解を得なくてもよい範囲で配慮を行うなど、葛藤を抱えながら少しでも当事者生徒のニーズに応えようと取り組んでいるのが現状であろう。3番目に重要であると回答されたのは管理職との協議であった。担任との協議も多く選択されていたが、それ以上に重要だと考えられており、当事者生徒への対応を進める上で、管理職の理解や判断が重要であることが推察された。しかし、学校の管理職がどの程度、どのように性の多様性についての理解を持っているのかを示すデータは示されていないため、今後の調査が待たれるところである。その他、実際に行われた対応よりも、重要であるという選択が多かった項目としては校内研修の実施、外部専門機関との連携、他児童生徒(非当事者児童生徒)への指導や教育が挙げられていた。こうした対応については、重要と考えられていながら、十分に行われていないものであると考えられる。校内研修の実施については、調査票の質問紙の欄に、養護教諭向けの性の多様性に関する研修は多く行われるようになってきているが、養護教諭以外の教職員向けの研修や校内研修が十分には行われていないことを指摘する記述も見られた。また、外部専門機関については、必要性は感じているが、県内の適当な機関がわからないという記述が見られたように、静岡県という地域性を考慮した取り組みの必要性についても考える必要がある。他児童生徒への指導や教育については、渡辺他(2011)を始めとして様々な実践が行われつつあるが、より多くの実践とそうした実践に対する評価が待たれるところである。

表15 これまでに行ってきた対応

項目	対応の有無		重要な対応	
	N	%	N	%
当該児童生徒との面接	56	87.5	38	92.7
当該児童生徒の担任との協議	46	71.9	21	51.2
管理職との協議	26	40.6	23	56.1
スクールカウンセラーとの協議	25	39.1	9	22.0
当該児童生徒の学年職員との協議	24	37.5	12	29.3
当該児童生徒の家族との協議	21	32.8	24	58.5
生徒指導委員会、特別支援委員会などにおける協議	13	20.3	8	19.5
クラスや学年の他児童生徒への指導や教育	6	9.4	15	36.6
医療機関などの相談機関、専門機関との連携	6	9.4	12	29.3
性的マイノリティ等をテーマとした校内研修の実施	6	9.4	16	39.0
LGBT当事者や当事者団体との連携	3	4.7	3	7.3
大学など研究機関との連携	2	3.1	0	0.0
教育委員会との協議	1	1.6	0	0.0
スクールソーシャルワーカーとの協議	0	0.0	1	2.4

行った対応の割合は何らかの対応経験がある人数（64名）に占める割合を示す  
重要であるとする割合は有効回答数（41名）に占める割合を示す

#### (4) 養護教諭の相談先

養護教諭が性の多様性に関する相談を受けた場合、どのような人、機関に相談をしたり、助言を求めたりしたかを尋ねた。さらに、同じ項目について今後、性の多様性に関する相談を受けることがあった場合、どのような人、機関に相談をしたり、助言を求めたりしたいかもあわせて尋ねた（表16）。その結果、相談した経験としては同じ学校の教職員や管理職、SC、他の学校の養護教諭が多く挙げられた。一方、今後、性の多様性に関する相談を受けることがあった場合に相談したり、助言を求めたりしたい人、機関としては、医療機関や相談機関などの外部機関とSCといった専門職、専門機関へのニーズの強さが示された。

表16 養護教諭の相談先

	相談した		求めたい	
	N	%	N	%
同じ学校の教職員	46	71.9	56	87.5
同じ学校の管理職	27	42.2	53	82.8
スクールカウンセラー	26	40.6	59	92.2
スクールソーシャルワーカー	1	1.6	21	32.8
他校の養護教諭	13	20.3	43	67.2
他校の教職員（養護教諭は除く）	1	1.6	4	6.3
教育委員会	0	0.0	6	9.4
大学教員などの専門家	2	3.1	27	42.2
当事者や当事者団体	4	6.3	28	43.8
医療機関や相談機関などの外部機関	7	10.9	61	95.3

割合は何らかの対応経験がある人数（64名）に占める割合を示す

### (5) 対応する際の難しさ

養護教諭として当事者生徒に対応する際、どのような困難を経験したかを尋ねた。質問項目の選定にあたっては、学校における性の多様性をテーマとした研修会での感想やこれまでの相談事例などを参考にし、10項目を作成した。作成したそれぞれの項目について「0 全く当てはまらない」から「3 かなりあてはまる」の4件法で回答を求め、回答内容を得点化し、平均値を求めた(表17)。その結果、最も平均値が高かったのは「教員の中に性的マイノリティの児童生徒に対して配慮に欠ける人がいた」という項目であった。その他、周囲の生徒への指導が難しかった」という回答の他、「保護者の理解が得られなかった」「児童生徒のカミングアウトを保護者に伝えることを悩んだ」「児童生徒のカミングアウトを他の教員に伝えることを悩んだ」というように、生徒が性的マイノリティであることを他の教職員や保護者に伝えたり、理解を得たりすることが困難であったという回答が高い得点を示す結果となった。その他、自由記述の回答を見ると、医療機関などの紹介やそのタイミングや、本人が公表していない場合の健康診断時の対応、通称名を使用している場合の書類や名簿の使用管理などが困難であったということが挙げられていた。

表17 対応する際の難しさ

	N	平均値	SD
教員の中に性的マイノリティの児童生徒に対して配慮に欠ける人がいた	49	1.41	1.10
保護者の理解が得られなかった	47	1.26	1.21
周囲の生徒への指導が難しかった	46	1.24	1.10
児童生徒のカミングアウトを保護者に伝えることを悩んだ	46	1.22	1.21
児童生徒のカミングアウトを他の教員に伝えることを悩んだ	46	1.11	1.16
カミングアウトを受けた保護者のサポートが難しかった	44	1.05	1.12
児童生徒が「誰にも言わないで」というので、教員間で共有できなかった	52	1.00	1.10
本人から相談はないが、性的マイノリティと思われる児童生徒への対応が難しかった	44	1.00	1.12
管理職の理解が得られなかった	47	0.72	0.95
児童生徒が要求することが学校に対してはハードルが高すぎる内容だった	45	0.71	0.76

## IV まとめ

まとめとして、調査結果に基づき、現状と課題を整理したい。

### 1. 養護教諭への正しい知識の提供と共有

調査の結果から、ほとんどの養護教諭がH27通知や手引きの内容を把握していた他、半数を超える養護教諭が、すでに性的マイノリティに関連する相談を受けた経験を持っていることが示された。また、近年、性的マイノリティに関する知識や対応方法が求められるようになってきているとも感じていた。こうした中、養護教諭が当事者生徒に関わる際、過去にそうした生徒と関わった経験があることの他に、十分な知識を有していることが重要であることが明らかになった。すでに、養護教諭向けの研修機会は提供され、多くの養護教諭が性的マイノリティについて一定の知識を有していたが、性自認や性的指向について、一部、十分ではないと思われる点や混乱が生じている可能性がある点があることも示された。こうしたことから、養護教

論がさらに性的マイノリティに関する知識を学ぶ研修の機会と、そうした知識について養護教諭間でディスカッションし、共有を図る機会を設けることが今後の課題となると考えられる。養護教諭には、校内で助言者や、情報や知識の提供者としての役割が求められている（中田・中野，2003）ため、養護教諭が正しい知識と対応方法を身に付けることは、校内体制の充実にもつながると考えられる。

## 2. 養護教諭の相談経験の質的な調査

先に述べたように、半数以上の養護教諭は性的マイノリティに関する相談を受けた経験があるが、そうした経験は養護教諭間や他の教職員との間でも十分に共有されていく必要がある。養護教諭が自信を持って対応する際、過去に対応した経験があることが大きな支えになっていることが示されたことから、対応がない養護教諭であっても、他の養護教諭が対応した経験を十分に聞いておくことは対応を進める上で支えとなると考えられる。

## 3. 管理職、および養護教諭以外の教職員への周知と研修機会の提供

実際に当事者生徒がその学校に在籍した際、養護教諭の半数は十分な対応ができないと考えていることが示された。その理由としては、教職員の理解の不十分さや校内体制や学校環境が整備されていないこと、研修の機会が少ないことなどが挙げられた。実際に対応した際の困難さでも、教職員の中に配慮に欠ける人がいたことが挙げられるなど、養護教諭以外の教職員の理解が不十分であることが示唆されている。校内におけるH27通知や手引きの周知状況についても十分とは言えない状況にあるため、養護教諭以外の教職員へのH27通知や手引きの周知や学校内外における研修機会の提供が必要である。また、実際に当事者生徒が在籍した場合に行ってきた対応、重要である対応、あるいは相談先として管理職が挙げられているため、管理職も含めた周知や研修機会の提供が重要であろう。その前段階として、管理職やすべての教職員を対象として周知状況等に関する調査を行うことも必要である。

ただし、こうした研修の機会は、性的マイノリティに特化したものだけではなく、発達障害など様々な教育的なニーズを抱えた児童生徒に対するものも含めた、包括的教育の基本的な考え方について学び、校内の基本的な生徒指導体制の充実を図ることを目的とするものも必要であることが示唆された。

## 4. スクールカウンセラーの活用に向けて

当事者生徒に対する対応において、養護教諭はSCの活用を重視していることが示された。H27通知や手引きに先立ち、平成22年4月に出された事務連絡「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」（平成22年4月23日）（以下、H22通知）の中では、「学級担任や管理職を始めとして、養護教諭、SCなど教職員等が協力して」取り組むことが求められている他、H27通知では「学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることも重要である」というように、SCによる校内研修等を行うことが推奨されている。しかし、SC自身が十分に性的マイノリティについての知識や対応方法を理解しているかについては疑問が残るところである。したがって、SCを対象とした性的マイノリティに関する知識や意識について調査や、SCを対象とした研修機会の提供が今後の課題となる。



## 5. 学校での対応を支える外部機関の活用と拡充

SCの活用とともに養護教諭が求めていた対応として、医療機関等、外部の専門機関との連携が挙げられる。しかし、養護教諭からは適当な専門機関がわからないと言った声も上がっており、外部機関の活用に向け、活用可能な地域資源のリスト化が必要である。性的マイノリティに対する理解を深めるためには、専門機関の活用だけでなく、当事者の話を聞いたり、当事者団体のサポートを受けたりすることが有効な場合もある。当事者団体やサポート団体では、LGBT当事者がスピーカーとなり、非当事者に対する啓発等の研修を提供する取り組みや、当事者向けの居場所づくりの取り組みなどが行われている。研修に活用する他、生徒の状況やニーズに応じて、当事者団体やサポート団体を地域資源として活用することも検討すべきである。

また、個別性が高い事例が多く、学校だけで対応することは困難な上、必ずしも医療的なケアだけが問題になるわけでもないために、医療機関だけではなく、教育委員会や大学等、幅広い専門機関や専門家によるサポートチームを構成する必要がある。その際、教育委員会や大学等においても学校を支える支援体制を整備する必要もあるだろう。

## 6. 当事者生徒への合理的配慮に向けた対応の明確化

個々の事例への対応は、その児童生徒の性のあり様やニーズ、家族や周囲の児童生徒の理解、学校内外のサポート資源などによって大きく異なると想定される。H27通知では、平成26年の調査結果を踏まえ、「性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例」が示され、服装や髪形、トイレ、授業など、様々な場面における対応の例が示された。こうした事例を通して、当事者生徒が学校生活を送る上で、どのような困難に直面し、学校として配慮する必要がある点を知ることができる。一方で、こうした具体的な対応例に縛られすぎると、画一的な対応となり、個々のニーズに応えることが難しくなるばかりではなく、個々の児童生徒の心情を理解しようとする最も基本的な関わりがおろそかになってしまう危険がある。学校における対応を進める際、真に重要なのは、結果としての対応の内容ではなく、どうやってそこに至ったのかという過程や手続きであると考えられる。当然、その過程では、学校の設備やマンパワーの問題で、児童生徒が求める対応に十分に答えることが難しい点も出てくるだろう。そうした中で、「必要かつ適当な」対応を継続的に議論し、探索し続けることが求められる。

## 7. 他児童生徒への指導や教育機会についての検討

Hidaka et al. (2008) やいのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン (2013) の調査で示されているように、当事者児童生徒はいじめやからかいを受けた経験を持ち、心理的な傷つきを持っていることが少なくない。こうしたいじめやからかいは性の多様性に対する無理解や偏見を背景とすることが多く、周囲の児童生徒への指導や教育が重要であると考えられる。指導や教育は生徒指導、教育相談上の課題としてだけでなく、教科教育上の課題としても考える必要がある。松尾 (2016) は、学習指導要領の分析から、文部科学省はH27通知や手引きにおいては性的マイノリティの存在を認めている一方で、カリキュラム上は性的マイノリティの性は見えない存在にしており、矛盾した状況にあると指摘し、相談体制の充実だけではなく、学習指導要領に性の多様性を取り入れる必要があるとしている。実際に学校現場で性の多様性を教える取り組みが進められていたり、多くの教師が授業で性の多様性について取り上げる必

要性を感じていたりすることも示されており（日高，2015），今後の実践の積み重ねが期待される。

## 8. 校種間による差異の検討

本研究では，高等学校を対象とした調査結果の分析を行った。必要に応じて，高等学校を全日制と定時・通信制の2つの群に分けて比較を行ったところ，いくつかの点で差異が見られた。こうした校種間による差異は，小中学校，及び特別支援学校との間にも見られることが予測される。そこで，各校種における分析と合わせて，校種間の比較を行い，校種ごとの現状や課題の特徴を明らかにする必要がある。

性的マイノリティ<sup>注1)</sup>：性同一性障害や同性愛など，性的指向や性自認がマジョリティではない人を性的マイノリティと記述した。

当事者児童生徒<sup>注2)</sup>：「当事者」という言葉を使うことには，その対として「非当事者」があり，「当事者vs非当事者」という対立的な構造を作ることにつながる側面もあるが，本稿では，性的マイノリティ，あるいはそうかもしれないために，学校や社会で何らかの配慮を必要としている人を「当事者」と記述した。また，高等学校の状況や対応を指す場合には当事者生徒とし，小中学校等における同様の状況や対応を含めて指す場合には当事者児童生徒とした。

## 引用文献

- 阿部敬信（2017）特別支援学校及び特別支援学級における「合理的配慮」とは何か，別府大学短期大学部紀要，（36），11-20.
- 土肥いつき（2016）トランスジェンダー生徒の支援，精神科治療学，31（8），1065-1067
- いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーン（2013）LGBTの学校生活に関する実態調査結果報告書（<http://profile.ameba.jp/respectwhiteribbon/>）2017.8.31閲覧
- Hidaka, Y., Operario, D., Takenaka, M., Omori, S., Ichikawa, S. & Shirasaka, T. (2008) Attempted suicide and associated risk factors among youth in urban Japan, *Social Psychiatry and Psychiatric Epidemiology*, 43 (9), 752-757.
- 日高庸晴（2015）平成27年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策研究事業 個別施策層のインターネットによるモニタリング調査と教育・検査・臨床現場における予防・支援に関する研究.
- 松尾由希子（2016）学習指導要領におけるセクシュアリティの解釈と歴史（1）：高等学校の教科横断的なカリキュラムづくりをめざして，静岡大学教育実践総合センター紀要 25, 185-198.
- 松高由佳（2013）学生相談カウンセラーを対象とした同性愛・性同一性障害に関するアンケート調査結果報告書，平成27年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策研究事業 個別施策層のインターネットによるモニタリング調査と教育・検査・臨床現場における予防・支援に関する研究.
- 三輪真裕美（2016）LGBTに関する教職員意識調査の結果から見えてきたもの，ヒューリアみえ研究紀要，4，96-142.
- 中野明德，中田玲子（2003）学校の教育相談体制に関する調査研究：管理職と養護教諭の役割，

福島大学教育実践研究紀要 (44), 105-112.

渡辺大輔, 楠裕子, 田代美江子, 長香織 (2011) 中学校における「性の多様性」理解のための授業づくり, 埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要, 10, 97-104.

吉川麻衣子 (2017) 沖縄県の学校現場における「性の多様性」の実態: 教職員を対象とした基礎調査をもとに, 沖縄大学人文学部紀要, 19, 1-15.

## 付記

本研究は公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムの平成29年度共同研究助成（「静岡県内の学校教育における性的マイノリティ児童生徒への教育相談体制整備についての研究」）を受けて行われた。調査にご協力頂きました静岡県高等学校養護教育研究会, 静岡県高等学校長協会, および養護教諭の先生方, 校長先生方に御礼申し上げます。